

北海道スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://hokkaido-sports.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 本会の事業運営方針を理事会決定し、本会ＨＰ上でも公開している。
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【人材育成計画】 人材の育成は、毎年役職員並びに加盟団体などのスポーツ関係者を対象にした研修会を開催している 職員研修については、役職別の研修会の開催や都道府県体育・スポーツ協会連合会が主催する研修会に参加し人材の育成に努めている。 【人材の採用計画】 スポーツ施策やスポーツ行政の知識を有する外部人材を管理職として雇用するなど専門的な知識や経験を有する人材を採用している。 正規職員の採用は、組織の規模や財務状況及び現在の正規職員の年齢構成などを勘案し随時採用している。
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・ 財務の健全性確保に関する計画については、現在、策定していないが、今後必要に応じて検討することとする。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 外部理事並びに女性理事の目標割合の設定は行っていないが、理事の選任にあたり推薦団体へ女性理事の積極的な選出を呼びかけている。 ・ 今後目標割合の設定について検討することとする。 ※男女割合 男性19名（76.0%）、女性6名（24.0%） 令和7年10月現在
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 外部評議員並びに女性評議員の目標割合の設定は行っていないが、評議員の選任にあたり推薦団体へ女性評議員の積極的な選出を呼びかけている。 ・ 今後目標割合の設定について検討することとする。 ※男女割合 男性43名（89.5%）、女性5名（10.5%） 令和7年10月現在

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・本会には、アスリート登録制度がないことから、この項目は該当しない。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・加盟団体（競技団体・学校体育団体・地方団体）代表者（16名以内）や行政関係者や経済団体、教育団体などの様々な分野の学識経験者（9名以内）で理事会を構成している（定款では20名以上25名以内）。 ・会長と理事会で選任された副会長1名が代表理事、副会長3名と専務理事（常勤役員）が業務執行理事とする実効性のある運営体制を整備している。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・評議員及び役員選任内規において、理事・監事は選任時において、年齢が75歳未満でなければならないと規定している。 なお、理事会が認めた場合の例外規定を定めている。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・評議員及び役員選任内規において、理事は、連続して10年を超えて在任することができないと規定している。 なお、理事会が認めた場合の例外規定を定めている。
〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員候補者については、加盟団体（地方団体、競技団体、学校体育団体）から役員候補者の推薦を受けるとともに、学識経験者については、理事・監事・評議員から候補者の推薦を受けている。それぞれの候補者は、定款第13条に基づき設置された、独立した諮問機関である評議員選定委員会において、役員候補者を選考し評議員会に報告している。 ・評議員選定委員会は、外部委員2名、評議員1名、監事1名、事務局員1名の5名で構成している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・評議員、理事、監事、各委員会委員については、倫理規定第3条「基本的責務」及び第4条「遵守事項」をそれぞれ明記し、関係法令、本会定款及び各種規程の遵守とともに社会規範上の不適切な行為を行わない旨の記載をし、同第7条において違反した際の処分等について定めている。 ・職員については、就業規則第3条「規程の遵守」及び第12条「遵守事項」をそれぞれ明記し、同第41条で違反した際の懲戒等について定めている。 関係規程 定款、役員等倫理規程、就業規則

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・ 定款をはじめ、各種規程を定め、必要に応じて適宜見直しを図っている。 関係規程：定款、加盟団体規程、各種委員会規程、事務局組織規程、財務規程
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・ 各種規程を定め、必要に応じて適宜見直しを図っている。 関係規程：事務局組織規程、財務規程
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・ 「役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程」のほか各種規程を定め、必要に応じて適宜見直しを図っている。 ・ 役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程、事務局組織規程、財務規程、就業規程、職員給与規程、旅費規程
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・ 定款に資産及び会計に関する定めを設けているほか、各規程を定め、必要に応じて適宜見直しを図っている。 関係規程：定款、財産管理運用規程、寄附金等取扱規程、財務規程
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・ 加盟団体規程第4条により加盟負担金の納入に関して規程している ・ 北海道スポーツ少年団設置規程により登録に関する定めを設け、その中で登録料について明記している ・ 賛助会員規程により賛助会員について規定している
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・ 国スポ予選会開催競技団体に対し、選手選考基準を明記した開催要綱の作成を依頼し、本会ＨＰで公表している。 ・ スポーツ仲裁に関する規程、暴力行為等相談窓口設置規程、倫理に関するガイドラインを定め、選手の権利保護に努めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・ 本会では、この項目は該当しない。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・ 法律相談においては、顧問弁護士との契約を締結しており、いつでも相談できる体制を整えている。 ・ 会計や税務については、税理士法人との顧問契約を締結しており、いつでも相談できる体制を整えている。

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・平成25年9月に理事会の決議を経て、本会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインと役員等倫理規程を制定した。 本規程第6条に倫理委員会の設置に関し規定している。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・本会では、倫理委員会には、弁護士や税理士などの有識者を配置するように配慮したうえで理事会での決議を受け設置する。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役職員に対し、令和7年8月26日にコンプライアンス研修会を開催した。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・道内の指導者に向けた研修会においてハラスメント等に関する情報提供や注意喚起を行っているとともに、指導者及び選手に対しドーピング防止のための研修会を開催している
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・本会では、審判員の登録制度がないため、この項目は該当しない。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律相談においては、顧問弁護士との契約を締結しており、いつでも相談できる体制を整えている。 ・会計や税務については、税理士法人との顧問契約を締結しており、いつでも相談できる体制を整えている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・外部の会計事務所からの指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公益法人の会計基準に基づき業務を進めている。

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・北海道をはじめとする補助元における要綱等の定めに従い、適切に処理をするとともに、定期的に北海道の監査を受けている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令で定められている法定備置書類を事務所に常備しているほか、事業報告書をはじめ各種規程・書類等をＨＰで開示している。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・国スポ派遣選手の選考に係り、基準等を記載した各競技の選手選考基準を明記した開催要綱等を本会ＨＰ内に掲載している
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・本会の遵守状況を令和7年10月31日にHPで公表した。
〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNF団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・本会役員等倫理規程第5条に競業及び利益相反取引の防止について規定している
〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・本会役員等倫理規程第5条に利益相反が生じる可能性がある取引をする場合、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得ることを規定している。
〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・平成20年4月に本会公益通報者保護要綱を制定し、通報窓口を設置している。
〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・公益通報者保護要綱の第3により総務・会計課に公益通報窓口を置くことを定めている。 ・通報等の対応について、顧問弁護士、税理士法人との顧問契約により、いつでも相談できる体制を整えている。

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・加盟団体においては、本会加盟団体規程第13条に「本会の名誉を傷つけ、もしくは、本会の目的に反する行為があり、または、本会に不利益を与えたとき」は理事会の決議及び評議員会の同意を得て、本会から除名することができることを規定している ・役員及び職員については、本会役員等倫理規程第7条に規程に違反した場合の対処等を規定している。 ・職員については、事務局職員コンプライアンス要綱により遵守事項を定めており、違反があった場合には、内規（懲戒処分の基準及び懲戒の効果）により懲戒処分の基準を定めている。また、ハラスメントの防止に関し、職場におけるハラスメントの防止に関する規定を定め、禁止行為と処分内容を定めている。
〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・本会役員等倫理規程第7条において、役員等が同規程に違反する行為を行った恐れがある場合は、本会会長が調査を行い、倫理委員会の意見を聴取し、必要な措置を取ることを規定している。
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項を決議し、日本スポーツ仲裁機構HPにおいて自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 https://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・加盟団体等を参集する会議や指導者研修会、主催する各種大会の代表者会議・監督会議などにおいて、スポーツ仲裁に関する規程によりスポーツ仲裁の利用が可能であることを説明し周知することとしている。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・本会では、大規模災害を想定した休日や勤務時間外の職員初動体制を制定している。 ・指定管理施設においては、危機管理マニュアルを策定している
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	・役員等倫理規程、事務局職員コンプライアンス要綱において、調査体制について規定している。

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること	・ 外部調査委員会の設置に関する規定はないが、役員等倫理規程による倫理委員会、また、事務局職員コンプライアンス要綱による、コンプライアンス委員会を設置する場合は、弁護士や税理士などの有識者を配置するよう配慮することとしている。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・ 公明正大でかつ健全な組織体制の整備と組織運営が継続的に行われるよう平成25年9月に本会および加盟団体における倫理に関するガイドラインを制定し、加盟団体へ周知している。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・ 令和7年8月26日に実施したコンプライアンス研修会を加盟団体に周知し、オンラインでも参加・視聴できるようにした。 ・ 令和6年11月30日に実施した指定強化指導者研修会（北海道スポーツ指導者研修会との合同開催）を加盟団体や指導者に周知し、参加できるようにした。研修会の講演では「日本スポーツ協会が目指す『N O ! スポハラ』」と題し、講演を行った。